

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年11月12日
【四半期会計期間】	第72期第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）
【会社名】	大豊建設株式会社
【英訳名】	DAIHO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 大隅 健一
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川一丁目24番4号
【電話番号】	03(3297)7002
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 管理本部副本部長 釘本 実
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新川一丁目24番4号
【電話番号】	03(3297)7002
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 管理本部副本部長 釘本 実
【縦覧に供する場所】	大豊建設株式会社東関東支店 （千葉県千葉市中央区本千葉町10番5号） 大豊建設株式会社名古屋支店 （愛知県名古屋市中村区角割町五丁目7番地の2） 大豊建設株式会社大阪支店 （大阪府大阪市中央区博労町二丁目2番13号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第71期 第2四半期連結 累計期間	第72期 第2四半期連結 累計期間	第71期
会計期間	自2019年 4月1日 至2019年 9月30日	自2020年 4月1日 至2020年 9月30日	自2019年 4月1日 至2020年 3月31日
売上高 (百万円)	72,354	74,993	162,811
経常利益 (百万円)	2,966	2,516	8,578
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	1,867	1,591	6,647
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,670	1,855	5,276
純資産額 (百万円)	61,384	65,018	64,988
総資産額 (百万円)	140,687	151,814	152,187
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	110.89	95.01	395.64
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	109.87	94.22	392.06
自己資本比率 (%)	43.0	42.3	42.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	8,657	1,650	5,265
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	766	6,810	974
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,124	6,331	2,148
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	44,391	31,461	30,274

回次	第71期 第2四半期連結 会計期間	第72期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自2019年 7月1日 至2019年 9月30日	自2020年 7月1日 至2020年 9月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	86.94	64.66

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2. 売上高には、消費税等は含まれていない。

3. 第71期第2四半期より当社取締役(社外取締役を除く。)及び執行役員を対象に株式報酬制度「役員向け株式給付信託」を導入している。当該役員向け株式給付信託が所有する当社株式については、連結財務諸表において自己株式として計上している。1株当たり四半期(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益を算定するための普通株式の期中平均株式数について、当該役員向け株式給付信託が所有する当社株式の数を控除している。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社における異動もない。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はない。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものである。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による企業収益の減少や雇用情勢に弱い動きがみられるなど、依然として厳しい状況にあった。

このような状況の中、当社グループの主要事業であります建設事業においては、公共投資は堅調に推移したが、民間設備投資は新型コロナウイルス感染症の影響による先行きの不透明感から前年に比べ低位な水準で推移した。

このような情勢下において、当社グループを挙げて営業活動を行った結果、連結受注高においては71,758百万円（前年同期比6.7%増）となった。うち、当社受注工事高においては、土木工事で30,050百万円（前年同期比11.6%増）、建築工事で31,075百万円（前年同期比31.3%増）、合計61,126百万円（前年同期比20.8%増）となった。なお、官民別比率は、官公庁工事41.7%、民間工事58.3%である。

また、連結売上高においては74,993百万円（前年同期比3.6%増）となった。うち、当社完成工事高においては、土木工事で31,669百万円（前年同期比25.2%増）、建築工事で24,554百万円（前年同期比11.9%減）、合計56,223百万円（前年同期比5.8%増）となった。なお、官民別比率は、官公庁工事60.9%、民間工事39.1%である。

利益面においては、連結で経常利益2,516百万円（前年同期比15.2%減）となり、親会社株主に帰属する四半期純利益1,591百万円（前年同期比14.8%減）という結果になった。うち、当社の経常利益で1,693百万円（前年同期比7.8%減）、四半期純利益で1,127百万円（前年同期比5.5%減）という結果になった。

セグメント別の経営成績は次のとおりである。

土木事業においては、売上高は40,983百万円（前年同期比20.8%増）、営業利益1,477百万円（前年同期比29.6%減）となった。

建築事業においては、売上高は32,706百万円（前年同期比11.4%減）、営業利益983百万円（前年同期比17.2%増）となった。

その他の事業においては、売上高は1,522百万円（前年同期比16.9%減）、営業利益45百万円（前年同期比42.3%減）となった。

(2) 財政状態に関する情報

当第2四半期連結会計期間末の資産の部は、前連結会計年度末に比べ、現金預金が1,187百万円、建物・構築物が2,536百万円、土地が2,801百万円増加したが、受取手形・完成工事未収入金が6,583百万円、立替金が1,615百万円減少したこと等により、資産合計は372百万円減少した151,814百万円となった。

負債の部は、前連結会計年度末に比べ、預り金が2,199百万円、転換社債型新株予約権付社債が8,000百万円増加したが、支払手形・工事未払金が10,897百万円減少したこと等により、負債合計は402百万円減少した86,796百万円となった。純資産の部は前連結会計年度末に比べ30百万円増加した65,018百万円となり、自己資本比率は42.3%となった。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローについては、営業活動により1,650百万円増加、投資活動により6,810百万円減少、財務活動により6,331百万円増加し、この結果、現金及び現金同等物は前連結会計年度末と比べて1,187百万円増加となり、当第2四半期連結会計期間末残高は31,461百万円となった。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりである。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は1,650百万円(前年同期比80.9%減)となった。これは主に、税金等調整前四半期純利益の計上2,449百万円、売上債権の減少7,144百万円、その他の負債の増加2,210百万円等による収入が、仕入債務の減少10,576百万円、法人税等の支払額1,187百万円等による資金の減少を上回ったことによるものである。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は6,810百万円(前年同期比788.7%増)となった。これは主に、有形固定資産の取得による支出5,547百万円、投資有価証券の取得による支出1,075百万円等による資金の減少である。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は6,331百万円(前年同四半期は2,124百万円の使用)となった。これは主に、社債の発行による収入7,973百万円等による資金の収入が配当金の支払額1,685百万円を上回ったことによるものである。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はない。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はない。

(6) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間における研究開発費は41百万円であった。また、当第2四半期連結累計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はない。

(7) 主要な設備

当第2四半期連結累計期間において、新たに実施した主要な設備の新設は次のとおりである。

会社名 事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	面積	構造	投資金額 (百万円)		資金調達 方法	取得年月
					総額	既支払額		
大豊建設㈱ 大豊アネックス (東京都中央区)	建築事業	事業用資産 (オフィスビル)	敷地面積 651.52㎡ 延床面積 4,910.77㎡	SRC造 地上8階	-	-	借入金 自己資金	2020年7月

(注) 1. 契約当事者間の守秘義務契約により、投資金額は非表示としている。

2. 新株予約権付社債の発行による調達資金のうち5,000百万円を上記借入金の返済資金に充当している。

(8) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

建設業界においては、政府建設投資は国土強靱化政策拡大を背景に、都市部における雨水対策などの防災・減災事業や社会インフラ設備の老朽化対策事業などへの投資が堅調に推移すると見込まれる。一方、民間設備投資は新型コロナウイルス感染拡大防止策による経済活動抑制の影響もあり、国内経済にも不透明感が強まり、厳しい状況が続くと見込まれる。

このような状況の中、建設技術者・技能労働者不足の深刻化や資材費等の上昇懸念が残っており、今後も動向を注視する必要がある。また、作業所の週休二日制の実施及び年間5日の有給休暇取得の義務化並びに時間外労働の削減など働き方改革を推進させ、現場技術者や技能労働者の労働環境の改善に努めていく。

(9) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの財務戦略については、建設事業が主力事業であることから、請負代金の回収及び借入金を主体に資金を調達している。

(10) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社グループは2020年度を初年度とする中期経営計画2020 - 22年度」に基づき、100年企業を目指す当社の事業と利益の基盤づくりと位置づけ、「既存事業への注力」「新事業への参入」「PPP事業への取り組み」を基本的な事業戦略とした。

具体的には「既存事業への注力」では、防災・減災事業へのより一層の注力と非住宅事業の強化を図っていく。「新事業への参入」では、今後ニーズが高まる分野に焦点を当て、新たな事業として育てる。「PPP事業への取り組み」では、長期的な視点から将来、安定的な収益をもたらす事業として取り組んでいく。

また、人的資源確保の観点から人材育成と技術伝承を柱に、社員の能力開発、教育・育成及び待遇改善に取り組むとともに、経営の最重要施策として財務体質の充実と株主の皆様に対する安定配当の維持に努める。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	32,000,000
計	32,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (2020年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2020年11月12日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	17,442,028	18,433,163	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は 100株である
計	17,442,028	18,433,163	-	-

(注) 2020年10月1日から2020年10月31日までの間に、転換社債型新株予約権付社債の権利行使及び新株予約権の行使により、発行済株式総数が991,135株増加している。また、2020年11月1日からこの四半期報告書提出日までの転換社債型新株予約権付社債の権利行使及び新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はない。

【その他の新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりである。

大豊建設株式会社第3回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換価額下方修正条項及び期中償還請求権並びに転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)

決議年月日	2020年8月7日
新株予約権の数(個)(注)1	8,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)(注)2	普通株式 2,626,395
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	-
新株予約権の行使期間(注)4	自 2020年10月1日 至 2025年8月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)13
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)15
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。(注)6、7
新株予約権付社債の残高(百万円)	8,000

新株予約権付社債の発行時(2020年8月26日)における内容を記載している。

(注)1. 本社債に付された本新株予約権の数

本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計8,000個の本新株予約権を発行する。

2. 本新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

3. 新株予約権の払込金額

本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

4. 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権付社債の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、2020年10月1日から2025年8月22日までの間、いつでも、本新株予約権を行使し、当社に対して本項第2号に定める当社普通株式の交付を請求することができる。ただし、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

当社普通株式に係る株主確定日及びその前営業日（振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。）

振替機関が必要であると認めた日

本社債が期中償還される場合には、直近上位機関を通じて支払代理人に対して、期中償還請求を行う旨を通知した日以降

2025年8月22日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前銀行営業日以降

当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した日以降

組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要となるときは、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1か月前までに必要事項を公告した場合における当該期間

本号により行使請求が可能な期間を、以下「行使請求期間」という。

5. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部については、行使することができない。

6. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。ただし、本項第15号において、「転換価額」は、承継新株予約権（本項第15号に定義する。）の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をさす。）は、当初、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式による需要状況等の結果を考慮し、2020年8月19日（水）から2020年8月24日（月）までの間のいずれかの日（転換価額等決定日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に、同日に117%から122%の範囲内で決定される値を乗じて算出される金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。なお、上記計算の結果算出される転換価額が2,141円を下回るときは、本新株予約権付社債の発行を中止する。

ただし、転換価額は本項第7号乃至第11号に定めるところにより修正又は調整されることがある。

7. 転換価額の下方修正

2022年9月1日（以下「決定日」という。）を最終日（（当日を含む。）とする株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない。）が存在する20連続取引日の当該普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた金額。）が、決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額を本号に規定する計算の結果算出された金額と同一の金額に修正する。

本号の規定にかかわらず、本号により修正された金額が、当初の転換価額の80%を下回る場合には、当該80%にあたる金額の1円未満を切り上げた金額を、修正後の転換価額とする。ただし、当初の転換価額が決定日までに本項第8号乃至第11号により調整された場合には、当該調整後の転換価額を当初の転換価額とみなす。

9. 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号 に定める特別配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。）をもって転換価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} \text{調整後} & & \text{調整前} & & \text{時価 - 1株あたり特別配当} \\ \text{転換価額} & = & \text{転換価額} & \times & \frac{\quad}{\text{時価}} \end{array}$$

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株あたり特別配当の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

「特別配当」とは、2025年8月22日までの間に終了する各事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式1株あたりの剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。）の額に当該基準日時点における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金（基準配当金は、各社債の金額（金100万円）を転換価額等決定日に確定する転換価額で除して得られる数値（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。）に100を乗じた金額とする。）（当社が当社の事業年度を変更した場合には合理的に修正された金額）を超える場合における当該超過額をいう。

特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

10. 転換価額の調整については、以下の規定を適用する。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限り、転換価額の調整は行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額から当該差額を差引いた額を使用するものとする。

転換価額調整式の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する「時価」は、(イ)新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日（ただし、本項第8号(二)の場合は当該基準日）、(ロ)特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日、に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。新株発行等による転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日又はかかる基準日がない場合は調整後の転換価額を適用する日の1か月前の応当日（応当日がない場合には当該日の前月末日とする。）における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に本項第(8)号又は第11号に基づき交付株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

11. 本項第8号乃至第10号により転換価額の調整を行う場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、社債管理者と協議のうえ必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、資本金若しくは準備金の額の減少、合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。

本号のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生する等、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

12. 本項第7号乃至第11号により転換価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の転換価額、修正後又は調整後の転換価額及びその適用の日その他必要事項を社債管理者に通知し、かつ、適用の日の前日までに必要事項を公告する。ただし、本項第8号(二)の場合その他適用の日の前日までに前記の通知及び公告を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
13. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
14. 本新株予約権の取得事由取得事由は定めない。
15. 当社が組織再編行為を行う場合の承継会社等による本新株予約権付社債の承継

当社は、当社が組織再編行為を行う場合(ただし、承継会社等の普通株式が当社の株主に交付される場合に限る。)は、本社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、本号に定める内容の承継会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」という。)を交付するものとする。この場合、当該組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され(承継会社等に承継された本社債を以下「承継社債」という。)、承継新株予約権は承継社債に付された新株予約権となり、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となる。本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

承継新株予約権の内容は次に定めるところによる。

- (イ) 承継新株予約権の数組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。
- (ロ) 承継新株予約権の目的である株式の種類承継会社等の普通株式とする。
- (ハ) 承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を下記(ニ)に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (ニ) 承継新株予約権が付された承継社債の転換価額承継新株予約権が付された承継社債の転換価額は、組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるものとする。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権が付された承継社債の転換価額は、本項第7号乃至第11号に準じた修正又は調整を行う。
- (ホ) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権が付された承継社債を出資するものとし、当該承継社債の価額は、本社債の払込金額と同額とする。(ヘ) 承継新株予約権を行使することができる期間組織再編行為の効力発生日(当社が本項第4号に定める行使請求を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編行為の効力発生日又は当該停止期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日)から本項第4号に定める本新株予約権の行使請求期間の末日までとする。
- (ト) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金承継新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (チ) その他の承継新株予約権の行使の条件各承継新株予約権の一部については、行使することができない。
- (リ) 承継新株予約権の取得事由取得事由は定めない。

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はない。

- (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2020年7月1日～ 2020年9月30日		17,442		9,039		7,549

(5) 【大株主の状況】

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
(株)シティインデックスイレブンス	東京都渋谷区東3丁目22-14	1,457	8.66
(株)日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	1,418	8.43
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	1,140	6.77
住友不動産(株)	東京都新宿区西新宿2丁目4-1	850	5.05
NOMURA AYA (シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	SINGAPORE (東京都新宿区新宿6丁目27-30)	760	4.52
あいおいニッセイ同和損害保険(株)	東京都渋谷区恵比寿1丁目28-1	621	3.69
第一生命保険(株)	東京都千代田区有楽町1丁目13-1	411	2.44
MSIP CLIENT SECURITIES (モルガン・スタンレーMUFG証券(株))	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町1丁目9-7)	382	2.27
(株)日本カストディ銀行(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-12	358	2.13
(株)日本カストディ銀行(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-12	295	1.76
計	-	7,696	45.73

(注) 1. 発行済株式の総数に対する所有株式数の割合は自己株式613,161株を控除して計算している。なお、当該控除した自己株式には「役員向け株式交付信託」制度導入のために設定した株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する当社株式106,600株は含まれていない。

2. 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社から、2020年2月6日付で、日興アセットマネジメント株式会社を共同保有者とする大量保有報告書が提出されているが、当社として2020年9月30日現在における当該法人の実質所有株式数を完全に把握できないため、上記大株主の状況には含めていない。
なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりである。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	643	3.69
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	229	1.32
計	-	872	5.00

3. みずほ証券株式会社から、2020年9月7日付で、アセットマネジメントOne株式会社を共同保有者とする大量保有報告書が提出されているが、当社として2020年9月30日現在における当該法人の実質所有株式数を完全に把握できないため、上記大株主の状況には含めていない。
なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりである。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	349	1.97
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	582	3.29
計	-	931	5.26

4. 野村証券株式会社から、2020年9月3日付で、ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC) 及び野村アセットマネジメント株式会社を共同保有者とする大量保有報告書(変更報告書NO.5)が提出されているが、当社として2020年9月30日現在における当該法人の実質所有株式数を完全に把握できないため、上記大株主の状況には含めていない。
なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりである。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	164	0.93
ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	72	0.41
野村アセットマネジメント株式会社	東京都江東区豊洲二丁目2番1号	1,162	6.66
計	-	1,398	7.87

5. JPモルガン証券株式会社から、2019年12月19日付で、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社とジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー (J.P. Morgan Securities plc)を共同保有者とする大量保有報告書(変更報告書NO.2)が提出されているが、当社として2020年9月30日現在における当該法人の実質所有株式数を完全に把握できないため、上記大株主の状況には含めていない。
なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりである。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング	799	4.58
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング	1	0.01

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ジェー・ピー・モル ガン・セキュリ ティーズ・ピーエル シー (J.P. Morgan Securities plc)	英国、ロンドン E14 5JP カナリー・ ウォーフ、バンク・ストリート25	11	0.07
計	-	812	4.66

6. リソナアセットマネジメント株式会社から、2020年6月19日付で大量保有報告書が提出されているが、当社として2020年9月30日現在における当該法人の実質所有株式数を完全に把握できないため、上記大株主の状況には含めていない。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりである。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
リソナアセットマネ ジメント株式会社	東京都江東区木場1丁目5番65号	880	5.05
計	-	880	5.05

(6)【議決権の状況】
【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 613,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,747,700	167,477	-
単元未満株式	普通株式 81,228	-	-
発行済株式総数	17,442,028	-	-
総株主の議決権	-	167,477	-

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、「役員向け株式交付信託」の導入に伴い株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する当社株式106,600株(議決権の数1,066個)が含まれている。なお、当該議決権の数1,066個は、議決権不行使となっている。

2. 単元未満株式の欄には、当社所有の自己株式61株及び証券保管振替機構名義の株式が20株含まれている。

【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
大豊建設株式会社	東京都中央区新川 一丁目24番4号	613,100	-	613,100	3.52
計		613,100	-	613,100	3.52

(注) 「役員向け株式給付信託」制度導入のために設定した株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する当社株式106,600株(議決権1,066個)は、上記自己株式には含まれていない。

2【役員の状況】

該当事項はない。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（2020年7月1日から2020年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	30,294	31,481
受取手形・完成工事未収入金	80,011	73,428
電子記録債権	1,718	1,158
有価証券	-	500
未成工事支出金等	14,596	13,732
短期貸付金	13	2
立替金	12,419	10,804
その他	1,763	3,522
貸倒引当金	86	66
流動資産合計	130,730	124,563
固定資産		
有形固定資産		
建物・構築物	8,004	10,361
機械、運搬具及び工具器具備品	7,013	7,120
土地	5,547	8,349
リース資産	187	187
建設仮勘定	155	75
減価償却累計額	9,728	9,837
有形固定資産合計	11,180	16,257
無形固定資産		
	113	104
投資その他の資産		
投資有価証券	6,732	7,490
長期貸付金	1,639	1,837
繰延税金資産	1,154	1,006
その他	688	609
貸倒引当金	53	54
投資その他の資産合計	10,161	10,889
固定資産合計	21,456	27,251
資産合計	152,187	151,814

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金	39,295	28,397
電子記録債務	10,216	10,538
短期借入金	1,850	2,050
未払法人税等	1,319	906
未成工事受入金	7,335	7,594
預り金	13,321	15,520
完成工事補償引当金	1,783	1,872
賞与引当金	801	842
工事損失引当金	361	215
その他	846	563
流動負債合計	77,130	68,503
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	-	8,000
長期借入金	3,150	3,150
繰延税金負債	17	17
株式給付引当金	52	89
退職給付に係る負債	6,043	6,135
その他	804	901
固定負債合計	10,067	18,293
負債合計	87,198	86,796
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,039	9,039
資本剰余金	7,998	7,995
利益剰余金	48,188	48,094
自己株式	1,825	1,913
株主資本合計	63,401	63,216
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	826	1,039
為替換算調整勘定	19	19
退職給付に係る調整累計額	124	87
その他の包括利益累計額合計	682	932
新株予約権	372	326
非支配株主持分	532	543
純資産合計	64,988	65,018
負債純資産合計	152,187	151,814

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
売上高	72,354	74,993
売上原価	66,437	69,584
売上総利益	5,917	5,408
販売費及び一般管理費	1 2,897	1 2,899
営業利益	3,019	2,508
営業外収益		
受取利息	1	23
受取配当金	62	65
その他	70	66
営業外収益合計	135	155
営業外費用		
支払利息	17	24
支払保証料	49	43
為替差損	110	39
その他	9	39
営業外費用合計	187	147
経常利益	2,966	2,516
特別利益		
固定資産売却益	12	5
投資有価証券売却益	-	11
その他	8	-
特別利益合計	20	16
特別損失		
固定資産除売却損	56	28
訴訟関連損失	14	6
投資有価証券売却損	-	48
その他	24	1
特別損失合計	95	83
税金等調整前四半期純利益	2,891	2,449
法人税、住民税及び事業税	795	788
法人税等調整額	204	55
法人税等合計	1,000	844
四半期純利益	1,891	1,605
非支配株主に帰属する四半期純利益	23	13
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,867	1,591

【四半期連結包括利益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
四半期純利益	1,891	1,605
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	186	212
繰延ヘッジ損益	53	-
為替換算調整勘定	0	0
退職給付に係る調整額	17	36
その他の包括利益合計	221	249
四半期包括利益	1,670	1,855
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,646	1,841
非支配株主に係る四半期包括利益	23	13

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	2,891	2,449
減価償却費	284	331
訴訟関連損失	14	6
貸倒引当金の増減額(は減少)	30	18
完成工事補償引当金の増減額(は減少)	115	89
賞与引当金の増減額(は減少)	50	41
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	21	91
株式給付引当金の増減額(は減少)	17	36
工事損失引当金の増減額(は減少)	291	145
固定資産除売却損益(は益)	44	22
受取利息及び受取配当金	64	89
支払利息	17	24
為替差損益(は益)	35	14
投資有価証券売却損益(は益)	-	37
売上債権の増減額(は増加)	13,059	7,144
たな卸資産の増減額(は増加)	1,383	864
仕入債務の増減額(は減少)	6,843	10,576
未成工事受入金の増減額(は減少)	1,903	259
その他の資産の増減額(は増加)	302	49
その他の負債の増減額(は減少)	37	2,210
その他の損益(は益)	39	76
小計	10,223	2,792
利息及び配当金の受取額	64	78
利息の支払額	17	22
法人税等の支払額	1,601	1,187
訴訟関連損失の支払額	12	9
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,657	1,650
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	10	10
定期預金の払戻による収入	10	10
有形固定資産の取得による支出	535	5,547
有形固定資産の売却による収入	12	5
有形固定資産の除却による支出	26	26
無形固定資産の取得による支出	17	5
有価証券の取得による支出	-	500
投資有価証券の取得による支出	261	1,075
投資有価証券の売却による収入	74	586
会員権の取得による支出	8	5
短期貸付金の純増減額(は増加)	2	13
長期貸付けによる支出	-	200
長期貸付金の回収による収入	13	0
資産除去債務の履行による支出	20	57
投資活動によるキャッシュ・フロー	766	6,810

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額（は減少）	-	200
社債の発行による収入	-	7,973
自己株式の取得による支出	833	136
配当金の支払額	1,273	1,685
非支配株主への配当金の支払額	2	2
リース債務の返済による支出	5	3
その他	9	13
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,124	6,331
現金及び現金同等物に係る換算差額	41	15
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	5,724	1,187
現金及び現金同等物の期首残高	38,667	30,274
現金及び現金同等物の四半期末残高	44,391	31,461

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はない。

(会計方針の変更)

該当事項はない。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はない。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の収束は不透明な状況にあるが、当社では内勤部門は在宅勤務等を推奨し感染機会の削減に取り組み、作業所等の外勤部門においては、社員及び協力業者社員の安全確保を最優先に、全社に通達した感染防止策を徹底し、雇用維持の観点からも工事を継続することを前提に、工事進行基準等の会計上の見積りを行っている。

なお、新型コロナウイルス感染症による売上高及び損益に対する影響は、現時点では軽微であることから反映していない。今後、新型コロナウイルス感染症の感染状況や経済状況によっては、当連結会計年度の連結財務諸表に影響を及ぼす可能性がある。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 未成工事支出金等の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
未成工事支出金	4,135百万円	2,840百万円
不動産事業支出金	389	823
材料貯蔵品	71	68

2 偶発債務(保証債務)

分譲代金の前金返還に対する連帯保証

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
(株)モリモト	353百万円	(株)モリモト 369百万円
作州商事(株)	67	作州商事(株) 85
合計	420	合計 455

事業資金の借入金に対する連帯保証

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
ホテル朱鷺メッセ(株)	12百万円	- 百万円

マンション購入者の借入金に対する連帯保証

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
マンション購入者2件	4百万円	マンション購入者2件 4百万円

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりである。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
従業員給料手当	1,226百万円	1,254百万円
退職給付費用	74	76
賞与引当金繰入額	149	152
貸倒引当金繰入額	13	7
株式給付引当金繰入額	17	36

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
現金預金勘定	44,411百万円	31,481百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	20	20
現金及び現金同等物	44,391	31,461

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,277	75	2019年3月31日	2019年6月28日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

(自己株式の取得)

当社は2019年5月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議し、当第2四半期連結累計期間に次の通り自己株式の取得を実施した。

- | | |
|---------------|-----------------------|
| (1) 取得した株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得した株式の総数 | 300,000株 |
| (3) 取得した期間 | 2019年5月15日～2019年6月13日 |
| (4) 取得価額の総額 | 831百万円 |
| (5) 取得の方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

当第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,685	100	2020年3月31日	2020年6月29日	利益剰余金

(注) 2020年6月26日定時株主総会の決議による配当金の総額には、「役員向け株式交付信託」制度に関する日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が保有する当社株式に対する配当金10百万円が含まれている。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自2019年4月1日 至2019年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	四半期連結損益 計算書計上額 (注2)
	土木事業	建築事業	その他の事業	計		
売上高						
外部顧客に対する売上高	33,930	36,930	1,492	72,354	-	72,354
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	3	340	343	343	-
計	33,930	36,934	1,833	72,697	343	72,354
セグメント利益	2,099	838	78	3,017	1	3,019

(注)1. セグメント利益の調整額1百万円は、セグメント間取引消去である。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

当第2四半期連結累計期間(自2020年4月1日 至2020年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	四半期連結損益 計算書計上額 (注2)
	土木事業	建築事業	その他の事業	計		
売上高						
外部顧客に対する売上高	40,983	32,703	1,306	74,993	-	74,993
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	2	216	218	218	-
計	40,983	32,706	1,522	75,212	218	74,993
セグメント利益	1,477	983	45	2,506	2	2,508

(注)1. セグメント利益の調整額2百万円は、セグメント間取引消去である。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	110.89円	95.01円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	1,867	1,591
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	1,867	1,591
普通株式の期中平均株式数(千株)	16,843	16,753
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	109.87円	94.22円
(算定上の基礎)		
普通株式増加数(千株)	156	141
(うち新株予約権(千株))	(156)	(141)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている。1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前第2四半期連結累計期間は106千株、当第2四半期連結累計期間106千株である。

(重要な後発事象)

新株予約権の行使による増資

2020年10月1日から2020年11月12日までの間に、新株予約権の一部について、権利行使に基づく新株発行をした。当該権利行使の概要は、以下のとおりである。

第3回無担保転換社債型新株予約権付社債

(1) 行使新株予約権個数	3,019個
(2) 発行した株式の種類及び株式の数	普通株式 991,135株
(3) 転換価額の総額	3,019百万円
(4) 資本金増加額	1,509百万円
(5) 資本準備金増加額	1,509百万円

以上の新株予約権の行使による新株発行の結果、2020年11月12日現在、発行済株式総数(普通株式)は18,433,163株となり、資本金は10,549百万円、資本準備金は9,059百万円となっている。

2【その他】

該当事項はない。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年11月12日

大豊建設株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩出 博男 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中 淳一 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている大豊建設株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2020年7月1日から2020年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、大豊建設株式会社及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、2020年10月1日から2020年11月12日までの間に、新株予約権の一部について、権利行使に基づく新株発行をしている。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管している。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていない。